

会 議 録

会議の名称	那珂川町個人情報保護審査会
開催日時	平成 27 年 12 月 18 日（金）10 時 00 分から 11 時 00 分まで
開催場所	那珂川町役場 2 階 第 1 会議室
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 (非公開の場合のみ)	
出席者	(1) 委員 牟田会長、今泉副会長、菰田委員、小西委員、山崎委員 (2) 町 事務局：浅香係長、山口 説明者：大神係長（社会教育課）、浅香係長（総務課）
傍聴人数 (公開の場合のみ)	0 人
議題及び審議の内容（下記のとおり）	
<p>1 議題</p> <p>(1) 個人情報の外部提供および収集について</p> <p>①外部提供（社会教育課）</p> <p>説明者から、調書の概要について説明。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><事業の概要></p> <p>那珂川町図書館の利用状況や要望等を把握し、今後のサービスの見直しと、生涯学習社会を担う図書館の在り方について検討するため、町内 1,000 人の住民に対してアンケートを実施する。那珂川町個人情報保護条例第 5 条第 4 号の規定により本審査会の意見を聴くものである。</p> </div> <p>会 長 : 委員から質問はないか。</p> <p>委 員 : アンケート 1 頁目の図書館サービスの回答について、サービスを「①知らない」「②知っているが利用していない」「③知っている」になっているが、③は「知っていて利用している」もしくは「利用している」でなければ、答えにくいし、アンケートの回答が活用できないのではないか。この内容では、図書サービスの認知度は分かるかもしれないが、利用状況が判明しないのではないか。</p> <p>説明者 : 図書館のサービスについての認知状況の把握という方向性からのアンケートであろうかと思われるが、今の意見については図書館へ伝える。</p> <p>委 員 : アンケート案には、アンケート返送（回収）時期が、1 月 8 日までとあるが、回答期限が早過ぎるのではないか。年末年始の忙しさで回収率が悪くなると思われる。もう少し回答の期限を遅らせた方がいい（1/15 ころまで）のではないか。</p> <p>説明者 : アンケート回収時期については、案として記載しているため回収期限についてはこの審査会での承認を得てから具体的な日程を詰める予定。</p> <p>会 長 : 他に意見等ないか。それでは、教育部社会教育課が、那珂川町図書館の運営に係</p>	

る住民の意向を調査するため、住民基本台帳マスターを例外利用することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。

②収集（総務課）

説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

現在の庁舎内の防犯カメラの設置個所及び運用方法の説明。庁舎内の住民課設置分のカメラ画像の録画を開始するにあたり、県の防犯カメラ設置のガイドラインを参考に、防犯目的に関わらず、犯罪捜査への協力やプライバシー保護への配慮等を改めて明確にするため要綱を制定する。那珂川町個人情報保護条例第3条第3項第7号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会 長 : 委員から質問はないか。

委 員 : モニターは常時見れる状況であるか。

説明者 : 総務課に設置されたモニターでは常時画像は映されているが常に誰かがずっとカメラ映像を監視しているものではない。

委 員 : 防犯カメラは、万引き防止や、夜間の人がない所などの警備のために設置するイメージはあるが、昼間の人が多くいるところでの防犯カメラの撮影の目的は何か。カメラがあるということで予防にはなるかもしれないが録画の意味があるのか。

説明者 : 人が多くいる場所ではあるが、例えば本人に成りすました住民票の不正請求があった場合などに備えるため。

委 員 : 住民票の不正請求の場合などは14日以内での発覚など難しいのではないか。

説明者 : 現在の録画機器の録画時間の限界が14日間であるため、今後の庁舎内の防犯カメラの設置の検討と併せて録画機器の買い替え等も検討する。

委 員 : 要綱案第7条の管理者は、管理取扱者か管理責任者かを明確に。

説明者 : 要綱案第7条中の管理者は管理取扱者に改める。

委 員 : カメラは昭和62年あたりの購入のものがあるとあるが画像のレベルはどうなのか。人物の特定ができるのか。書いている書類等が確認できるのか。

説明者 : 玄関から住民課窓口へ入ってくる所では顔までは特定できないが、住民課の窓口では人物の顔は特定できる。何の書類を書いているかまではわからない。

委 員 : レコーダーの録画は上書きということであるが、毎日誰かが録画開始作業などを行うのか。

説明者 : レコーダーは家庭用DVDの番組録画のように、平日の午前8時30分から午後5時までの時間設定の録画予約で自動的に録画を開始し、上書きしていく。

委 員 : 住民課以外のカメラについても撮影中であるのであれば、撮影している旨の表示をするべきではないのか（要綱案第3条第2項）。モニタリングであっても収集にあたるのではないか。

説明者 : 録画していないカメラについて記録中という表示をするのは事実と反する。町長室、副町長室、応接室については分かるところ（見える所）にカメラが設置されている。福岡県のガイドラインに「録画装置を備えていないものについては画像の漏えいや目的外利用のおそれがないためガイドラインの対象外」としているため、録画していないものについては不要と判断。

委員 : 録画していなくても「防犯カメラ設置」などの表示はある方が防犯カメラの目的である犯罪抑止につながるのではないか。

説明者 : この審査会内で表示の設置について回答はできないので録画していないカメラについての表示については検討し、検討内容を報告する。

会長 : 他に意見等ないか。それでは、防犯カメラの設置表示が録画していない撮影のみのカメラについても必要ではないかと意見したうえで、総務課が庁舎内防犯カメラで録画することによる個人情報の収集について、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会長 : 承認する。